

栃木市電子入札運用基準

この運用基準は、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号。以下「財務規則」という。）及び栃木市電子入札実施要綱（平成25年栃木市告示第59号。以下「実施要綱」という。）に基づき、電子入札に係る手続を適切かつ円滑に運用するため、必要な基準を次のとおり定めるものとする。

1 利用者登録

(1) 業者番号の交付

市長は、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格者に対し、実施要綱第3条の規定による利用者登録に必要となる業者番号を交付するものとする。

(2) 建設工事、測量・建設コンサルタント業務等の両方で入札参加資格者となった者の取扱い

市長は、建設工事、測量・建設コンサルタント業務等の両方で、入札参加資格者となった者に対しては、電子入札に参加し建設工事、測量・建設コンサルタント業務等のそれぞれに上記(1)による業者番号を交付するものとする。

(3) 利用者登録の変更手続き

電子入札の利用者登録を行った者は、商号又は名称、代表者氏名（又は受任者氏名）等の企業情報に変更があるときは、次に掲げる手順により変更の手続を行うものとする。

- ① ICカードを発行した認証局等において、ICカードを再取得する。
- ② 市に電子入札利用者登録変更届（様式第1号）により変更事項を届出する。（入札参加資格変更届も併せて提出しなければならない。）
- ③ 電子入札システムにより利用者登録を変更する。

※変更届の内容が電子入札利用者登録の企業情報に反映されたことを確認し、利用者登録の変更を行うこと。

2 ICカードの取扱い

(1) 利用できるICカード

電子入札を利用できるICカードは、入札参加資格審査申請における代表者又は受任者（代表者から入札、契約締結等に関する権限を委任された者。以下同じ。）に対して、実施要綱第2条第3項に規定する特定認証業

務を行う者が発行したもので、落札が決定する日時において有効なものとする。

なお、入札参加資格審査申請において受任者を設置するとして申請した者が、代表者名義又は他の営業所等の受任者名義のＩＣカードにより行った電子入札は無効とする。

(2) 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカード

特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードは、当該共同企業体の代表構成員の代表者又は受任者のＩＣカードとし、利用者登録その他の条件は、実施要綱及び本基準の関連規定を準用する。

3 紙入札の承諾基準

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準

市長は、入札参加者から実施要綱第9条第2項により紙入札方式参加承諾申請書（様式第2号）が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾することができる。

- ア) 指名競争入札において、電子入札システムに利用者登録をしていない入札参加者が指名を受け、かつ、ＩＣカードを取得していないため、本市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合
- イ) ＩＣカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりＩＣカードの再取得の申請をし、準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合
- ウ) 電子入札システムに利用者登録を行っている場合において、ＩＣカードが有効期限切れ等による失効、暗証番号の誤入力による閉塞、又は破損等のやむを得ない事由により使用できなくなり、再取得の申請をし、準備中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合
- エ) 電子入札システムに利用者登録を行っている場合において、入札参加者に係るシステム障害又は通信障害等により参加できない場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

市長は、電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札方式参加承諾申請書（様式第2号）が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当し、かつ、当該入札案件の入札書の提出期限までに紙入札への変更手続の完了が見込め、当該入札案件の執行に影響がないと認められる場合に限り、紙入札への変更を承諾することができる。

- ア) 入札参加者に係るシステム障害又は通信障害が発生し、その復旧が、入札書等の提出のほか提出書類の期限に間に合わない場合
- イ) ICカードが有効期限切れ等による失効、暗証番号の誤入力による閉塞、又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
- ウ) 前2項のほか明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

(3) 紙入札への変更を承諾した場合の取扱い

市長は、前2号の規定により、紙入札への変更を承諾した場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録し、当該紙入札者に対し、紙入札への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、当該入札案件について、既に行った電子入札システムによる書類の送受信等の手続は有効なものとする。

(4) 紙入札者の入札書等の取扱い

- ア) 紙入札者は、入札書の提出のほか当該入札案件の公告又は指名通知において定める書類等の提出は、電子入札システムによる当該書類等の提出期限とし、持参又は郵送により契約検査課に提出するものとする。この場合において、郵送により提出するときは、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかによるものとする。
- イ) 紙入札者は、入札書及び積算内訳書を提出するときは、郵便入札の例により、工事名（業務委託名）、紙入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号等を記載した封筒に入れて封かんするものとする。
- ウ) 紙入札者は、実施要綱第9条第4項において指定する入札書の様式を用いるものとし、これによらない場合は無効とする。
- エ) 紙入札者は、入札書の様式の所定の欄に、あらかじめ電子入札システムに内蔵された電子くじ用の3桁の任意の数値に記載するものとする。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札書記載金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値とみなすものとする。

4 入札案件登録

(1) 各受付期間等の設定

- ア) 入札書受付開始予定日は、開札予定日の6日前（栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）第1条に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。以下同じ。）午前9時を標準とする。

イ) 入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日午後4時を標準とする。

ウ) 積算内訳書の開封予定日時は、開札の事前準備に要する時間等を勘案して、時間設定するものとする。

エ) その他の期間等日時の設定は、従来の入札における運用に準じる。

(2) 入札公告日又は指名通知日以降の案件の修正

入札公告日又は指名通知日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

① 錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、次の例により締切日時の変更を行う。

例 受付開始時刻 9:00 同締切時刻 9:01

② 件名に次の例により追加入力し、錯誤案件である旨を入札参加者に示すものとする。

例 「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」

③ 新規の案件として改めて登録する。また、当該錯誤案件が指名競争入札であった場合においては、指名通知を再度送信するものとする。

④ 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するよう依頼する。

(3) 紙入札に移行した場合の処理

実施要綱第11条第2項に基づき特段の事情により、当該入札案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追加入力し、入札参加者に示すものとし、以降の当該案件に係る電子入札システムの処理は行わないものとする。

5 入札

(1) 入札書の提出時の留意点

入札参加者は、入札書の提出にあたって次の事項に留意するものとする。

ア) 入札書の金額入力 is 正確に行い、入札書提出前に提出内容確認画面から印刷を行い、入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ) 入札書提出期限までに入札書の提出が完了するよう、余裕を持って処理を行うこと。

ウ) 電子入札システムにより入札書が正常に提出されたことを、入札書受

信確認通知により確認すること。

エ) 積算内訳書の提出を求められた入札にあっては、その電子ファイルを入札書とともに提出すること。

(2) 入札書未送信者の取扱い

入札書の提出期限を経過しても、電子入札システムにおいて入札書の記録が確認できない場合は、当該入札参加者は辞退したものとみなす。

(3) 入札書等提出後の撤回等

提出された入札書又は辞退届は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

なお、電子入札システムにより入札書を提出後、開札日時において、当該入札参加者が当該入札の参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、当該入札書を無効とする。この場合において、当該入札書は開札をしないものとする。

6 入札書以外の提出書類の取扱い

電子入札に係る入札書以外の提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 積算内訳書

ア) 入札書に添付して提出する積算内訳書は、原則として、電子ファイルを電子入札システムにより提出するものとする。この場合において、積算内訳書への押印は要しない。

イ) 前項の規定にかかわらず、積算内訳書の電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、紙による積算内訳書を持参又は郵送により提出することができる。この場合において、積算内訳書に押印を要する。

ウ) 紙による積算内訳書を提出するときの持参又は郵送による提出期限は、電子入札システムによる入札書の提出期限と同一とし、契約検査課に提出するものとする。この場合において、郵送により提出するときは、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかによるものとする。

エ) 紙による積算内訳書の提出方法は、郵便入札の例により、工事名（委託業務名）、紙入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号等を記載した封筒に入れて封かんするものとする。

オ) 紙による積算内訳書を提出する場合において、電子入札システムにより入札書を提出するときは、積算内訳書の電子ファイルに代えて、紙による入札関係書類提出通知書（様式第3号）を添付するものとする。

カ) 積算内訳書の電子ファイル及び紙による積算内訳書は、市ホームページ

ジから指定の様式を取得し、作成するものとし、電子ファイルによる提出にあっては、Microsoft Excel の 9 5 形式以降の形式とする。なお、積算内訳書の電子ファイルを分割して作成することは認めない。

キ) 電子入札システムにおいて入札書に添付して送信する積算内訳書の電子ファイルの名称は、次の例による。

例：工事-1_公共下水道枝線築造工事（第 3 4 工区）_株式会社入舟組

ク) 入札参加者から提出された積算内訳書にウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、当該入札参加者の入札は無効とする。

(2) 事後審査型条件付き一般競争入札の入札参加資格要件確認申請書等
事後審査型条件付き一般競争入札を電子入札により執行した案件において、落札候補者が提出する事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）は、電子入札システムによらず、当該入札案件の公告に定める期限までに書面を持参することにより提出するものとする。

7 開札

(1) 紙入札の取扱い

紙入札者がある場合は、当該入札の開札の最初に紙入札者の入札書を開封し、当該入札書に記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録した後に電子入札による入札を開札するものとする。

(2) 落札者決定通知書の送付

落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者に対する連絡は、電話又は F A X によることができる。

(3) 落札通知書及び契約書類の交付

落札者を決定したときは、当該入札の落札者となった者に対し、F A X により来庁を求め、落札通知書及び契約書類を直接交付するものとする。

(4) 事後審査型条件付き一般競争入札における取扱い

ア) 事後審査型条件付き一般競争入札において落札候補者が決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより保留通知書を送付するものとする。ただし、紙入札により参加した者に対する連絡は、電話又は F A X によることができる。

イ) 落札候補者となった者に対し、電子入札システム及び F A X により、落札候補者決定通知書を送付し、確認申請書等の提出を求めるものとする。

る。

(5) 低入札価格調査基準価格を下回る入札があったときの取扱い

ア) 低入札調査基準価格を設定した案件において、有効最低価格入札者の入札が当該低入札調査基準価格を下回ったときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより保留通知書を送付するものとする。ただし、紙入札により参加した者に対する連絡は、電話又はFAXによることができる。

イ) 低入札価格調査の実施は、栃木市低入札価格調査制度事務処理要領の定めるところによる。

(6) 分離・分割発注等に係る入札の取扱い

ア) 指名競争入札における取扱い

指名競争入札において、分離・分割発注等により、重複して落札者になれないとして条件を付した入札の開札を行う場合、先に開札した入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は開札しないものとする。

イ) 事後審査型条件付き一般競争入札における取扱い

事後審査型条件付き一般競争入札において、分離・分割発注等により、重複して落札候補者になれないとして条件を付した入札の開札を行う場合、先に開札した入札の落札候補者が提出したその後の入札に係る入札書は開札しないものとする。

ウ) 低入札価格調査基準価格を下回る入札があったときの取扱い

分離・分割発注等により、重複して落札者（事後審査型条件付き一般競争入札の入札にあっては落札候補者。以下同じ。）になれないとして条件を付した入札の開札を行い、先に開札した入札に低入札価格調査基準価格を下回る入札があり、落札者の決定が保留となったときは、その後の全ての入札書を開札するものとする。

ただし、低入札価格調査により保留となった入札（以下「調査対象入札」という。）の有効最低価格入札者とその後の入札において落札者となるべき有効最低価格入札者が同一のときは、その後の入札の落札者の決定を保留するものとし、調査対象入札の落札者決定手続きが完了した後、その後の入札の落札者を決定するものとする。

(7) 同価入札となった場合の取扱い

ア) くじは、電子くじによるものとし、入札参加者はくじの結果に異議を申し立てることはできない。

イ) 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「最低価

格者」という。)が2者以上ある場合には、電子くじの実施後、落札者決定通知書を発行するものとする。

ウ) 事後審査型条件付一般競争入札において、最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格審査の順位を決定する。その後、審査順位が第1位の者から審査を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

(8) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(9) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

ア) 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申出があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

イ) 直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として、複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うことができるものとする。

① 天災

② 広域・地域的停電

③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④ その他時間延長が妥当であると認められる場合(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

ウ) 変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。(送信できない場合は、電話等で対応する。)

(10) 発注者側の障害による開札時間等の変更

ア) 発注者側に障害が発生した場合は、電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合に

は、紙入札に移行するものとする。

- イ) 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等に対応する。）

8 ICカード不正使用等への対応

入札参加者がICカードを1、2に掲げる事項及び実施要綱第4条に違反して使用した場合、又は次に掲げる不正使用等をした場合は、当該入札参加者の指名の取消し又は入札の無効等により、当該入札への参加を認めないことができる。

なお、落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合
- (4) 前各号のほか明らかにICカードを不正使用したものと認められる場合

9 運用時間

- (1) 電子入札システムの運用時間

電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間は、市の休日を除く次の時間帯とする。

区分	電子入札システム	入札情報公開システム
入札執行者	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後8時
入札参加者	午前8時30分～午後8時	午前6時～午後11時

- (2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

附 則

この基準は、平成25年4月15日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から適用する。

様式第1号

電子入札利用者登録変更届

年 月 日

栃木市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者名（受任者） (※)
（業者番号： ）
(※) 自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

栃木市電子入札システムにおける利用者登録に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録区分	工事 ・ 測量・建設コンサルタント業務等
商号又は名称 (又は支店等営業所名称)	
代表者氏名 (又は受任者氏名)	

- ※1 ICカードの所有者名が代表者と異なる場合には、入札が無効となりますので、ご注意ください。(代表者とは、栃木市の入札参加資格において入札契約等権限を支店等の営業所に年間委任している場合は受任者となります。)
- ※2 登録区分は、工事又は測量・建設コンサルタント業務等の該当する方を○で囲んでください。(両方に登録がある場合には、1枚ずつ作成してください。)
- ※3 この変更届と合わせて、必ず、入札参加資格変更届も提出してください。

様式第2号

紙入札方式参加承諾申請書

年 月 日

栃木市長 へ

所在地
商号又は名称
代表者名（受任者） (※)
(※) 自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、次の理由により電子入札システムを利用
しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

1 開札日 年 月 日

2 工事（委託）名

3 工事（委託）箇所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

5 承諾された場合の提出方法 持参 ・ 郵送

-
- ・ 上記について承諾します。なお、郵送による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便、
特定記録郵便のいずれかによること。

送付先：〒328-8686 栃木市万町9-25 栃木市契約検査課

- ・ 上記について承諾しません。

年 月 日

様

栃木市長

印

様式第3号

紙による入札関係書類提出通知書

年 月 日

栃木市長 へ

所在地

商号又は名称

代表者名（受任者）

(※)

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

次の案件の添付書類について、電子入札システムに添付できる容量を上回りましたので、紙による提出をいたします。

1 開札日 年 月 日

2 工事（委託）名

3 工事（委託）箇所

4 紙により提出する書類の名称

5 提出方法 持参 ・ 郵送